

■ 外来腫瘍化学療法診療料について

当院では、関東信越厚生局に『外来腫瘍化学療法診療料』の届出を行っております。外来化学療法を実施する医療機関として、以下の体制を整えております。

1. 専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1人以上配置し、本診療料を算定している患者様から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
2. 急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制を確保しています
3. 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています

令和6年6月1日



学校法人国際医療福祉大学
国際医療福祉大学三田病院
病院長